

四半期報告書

(第5期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

株式会社マルハニチロホールディングス

(E00020)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	3

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) ライツプランの内容	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 勇二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	228,581	844,781
経常利益(百万円)	6,175	7,316
四半期(当期)純利益(百万円)	2,156	60
純資産額(百万円)	92,042	93,146
総資産額(百万円)	558,986	550,709
1株当たり純資産額(円)	130.18	129.68
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)(△は純損失金額)	4.24	△0.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3.68	—
自己資本比率(%)	13.7	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△10,833	21,403
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△320	△4,187
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,978	△10,268
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	18,121	21,176
従業員数(人)	13,661	13,690

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、平成20年4月1日付でマルハ㈱、㈱ニチロ2社の会社分割による事業再編及び商号変更により㈱マルハニチロ水産、㈱マルハニチロ食品、㈱マルハニチロ畜産が発足いたしました。

また、㈱マルハ物流ネットが㈱マルハニチロ物流へ商号を変更し、並びに㈱マルハ経理マネジメント及び㈱エム・アンド・アソシエイツ2社を吸収合併し、㈱マルハヒューマンアシストを存続会社とするシェアードサービス会社、㈱マルハニチロマネジメントが発足いたしました。

これにより「水産」「食品」「畜産」「保管物流」の4つの主要事業会社及び共通機能会社によるグループ内企業体制の再構築を実施しております。

なお、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、新規設立により新たに連結子会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱下関漁業 (注2)	山口県下関市	100	水産事業	70.00 (70.00)	

連結子会社であったマルハ㈱及び㈱ニチロは平成20年4月に会社分割により、水産事業を営む㈱マルハニチロ水産と、食品事業を営む㈱マルハニチロ食品へ再編されました。

平成19年12月に設立された㈱マルハニチロ畜産は、平成20年4月にマルハ㈱及び㈱ニチロより畜産事業を継承いたしました。

連結子会社である㈱マルハ物流ネットは平成20年4月に㈱ニチロより物流事業を継承し、商号を㈱マルハニチロ物流に変更しております。

なお、会社分割後の状況については、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱マルハニチロ水産 (注3)	東京都千代田区	15,000	水産事業	100.00	関係会社より製品を購入しております。 役員の兼任等・・・有
㈱マルハニチロ食品 (注3)	東京都千代田区	12,224	食品事業	100.00	関係会社より製品を購入しております。 役員の兼任等・・・有
㈱マルハニチロ畜産	東京都千代田区	1,000	食品事業	100.00	関係会社より製品を購入しております。 役員の兼任等・・・有
㈱マルハニチロ物流	東京都中央区	430	保管物流事業	100.00	関係会社の製商品を保管しております。 役員の兼任等・・・有

連結子会社であった㈱マルハ経理マネジメント及び㈱エム・アンド・アソシエイツは、㈱マルハヒューマンアシストを存続会社とするシェアードサービス会社、㈱マルハニチロマネジメントに吸収合併いたしました。
 なお、合併後の状況については、次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱マルハニチロマネジメント	東京都千代田区	30	全社	100.00	総務人事・経理・財務サービス等の提供をしております。

連結子会社であった㈱ふじ丸は、大洋エーアンドエフ㈱に吸収合併したため、連結子会社ではなくなりました。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数で記載しております。
 3. 特定子会社に該当しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数 (人)	13,661 [9,800]
----------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は []内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数 (人)	146 [0]
----------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当社従業員は、㈱マルハニチロ水産及び㈱マルハニチロ食品からの出向者であります。
 3. 従業員数が当第1四半期会計期間において54名増加したのは、組織再編によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産・仕入実績

当第1四半期連結会計期間における生産・仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
水産事業	145,834
食品事業	54,696
保管物流事業	3,240
その他の事業	2,747
合計	206,519

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
その他の事業	891	1,640

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
水産事業	149,941
食品事業	71,969
保管物流事業	3,670
その他の事業	3,000
合計	228,581

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、販売実績額が総販売実績額の100分の10以上となる販売先がないため省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに決定または締結した経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰等により企業収益が減少し、個人消費も横ばいとなるなど、景気回復は足踏み状態となりました。

当社グループ関連業界のうち、水産・食品業界におきましても、原材料コストの高騰等により厳しい状態が長く展開となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、4月1日に発足した「水産」「食品」「畜産」「保管物流」の主要4事業会社を始めとしてニチログループとの経営統合の効果を最大限に発現すべく販売の強化及びコストの削減に努めました。

当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高は228,581百万円、営業利益は6,084百万円、経常利益は6,175百万円となりました。特別損失として、当社子会社が販売に関与した産地偽装された冷凍うなぎ蒲焼に係る商品在庫関連損失等1,104百万円を計上した結果、四半期純利益は2,156百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の役割を担う荷受事業、市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向に注視しながら、お客様のニーズに対応した効率的な仕入と販売を行い、収益の確保に努めてまいりました。

当第1四半期連結会計期間については、海外市場との競合による「買付価格の上昇」や燃料・包装資材の高騰による「生産コストの上昇」等の厳しい事業環境が継続するなか、水産セグメント全体で価格転嫁に取り組んでまいりました。

その結果、北米事業では助宗鱈製品全般の価格調整が進み、順調に推移いたしました。

漁業・養殖事業、水産商事事業、戦略販売事業も堅調に推移いたしました。荷受事業が刺身用まぐろ類の取扱い減少などにより厳しい状況となりました。以上の結果、水産セグメントの売上高は、149,941百万円、営業利益は4,803百万円となりました。

食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用の冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・魚肉ソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフードなどの製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

当第1四半期連結会計期間については、原油・穀物価格の高騰に代表される主・副原材料のコストアップや天洋食品問題の影響による冷凍食品の売上低迷が長引くなど、厳しい事業環境が継続いたしました。

冷凍食品事業では、原材料価格の高騰に加え、天洋食品問題以降、中国産の食品を敬遠する動きが続いており、中国を主要産地とする冷凍野菜の販売が振るいませんでした。加工食品事業では、健康を意識した機能性ゼリー“ゼリーdeゼロ”や特定保健用食品のDHA入り魚肉ソーセージ“リサーラ”の販売が伸びました。また、魚肉ソーセージ、ちくわの販売については順調に推移したものの、主原材料であるすりみの価格が前期に引続き高騰しております。畜産事業では、ミールや鶏肉の相場が堅調に推移したことから、順調に販売することができました。化成品事業では、スクワラン、コンドロイチン（医薬品）が順調に推移いたしました。また、アジア・オセアニア事業では、タイにおける生産工場が主原料である鰹やエビなどの主原材料の価格高騰による影響を受けました。以上の結果、売上高は71,969百万円、営業利益は2,230百万円となりました。

保管物流事業

中国産加工品の搬入減などによる貨物の取扱い数量減により、売上高は3,670百万円、営業利益は198百万円となりました。

その他の事業

売上高は3,000百万円、営業損失は3百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日 本

原料価格、包装資材等の価格が上昇するなか、価格転嫁に努め、売上高は208,203百万円、営業利益は5,650百万円となりました。

北 米

主要商材である助宗鱈の漁獲枠減少により販売数量が減少しましたが、価格転嫁に努め、売上高は11,192百万円、営業利益は1,947百万円となりました。

ヨーロッパ

引き続き旺盛な南欧市場を中心とする塩鱈・切り身需要と合わせ、北米助宗鱈の漁獲枠減少に伴う堅調相場に支えられ、売上高は1,761百万円、営業利益は48百万円となりました。

アジア

タイにおける生産工場が主原料である鰹やエビなどの主原材料の価格高騰による影響を受けたことにより、売上高は6,692百万円、営業損失は310百万円となりました。

その他の地域

売上高は731百万円、営業損失は87百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、手元資金並びに借入により得られた資金を、主として需要期に向けた販売在庫の確保や設備投資に使用した結果、当第1四半期連結会計期間末には18,121百万円と前連結会計年度末に比べ3,054百万円減少いたしました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は10,833百万円となりました。これは主に夏季需要に向けた取り組みにより販売在庫並びに売上債権が一時的に増加したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は320百万円となりました。これは主に設備投資等による支出が債券の償還等による収入を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は7,978百万円となりました。これは主に営業活動による資金需要を補うため借入による資金調達を実施したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、6月に、当社子会社神港魚類株が産地偽装された冷凍うなぎ蒲焼の販売に関与した事件が発生しました。皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後は、従来に増してグループの隅々までコンプライアンス意識を浸透させ、法令違反や不祥事の未然防止並びに早期発見及びその是正に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、220百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社グループでは財務体質強化を図るため、㈱みずほコーポレート銀行他と総額280億円の特定融資枠契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は558,986百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,277百万円増加いたしました。これは主として夏季需要への対応により、売上債権及びたな卸資産が増加したことによるものであります。

負債は466,943百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,380百万円増加いたしました。これは主として夏季需要対応に伴う資金需要の増加等により、短期借入金が増加したことによるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は92,042百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,104百万円減少いたしました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
第二種優先株式	4,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	508,574,884	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注1・4)
第一種 優先 株式	7,030,000	同左	—	(注2・4)
第二種 優先 株式	4,000,000	同左	—	(注3・4)
計	519,604,884	同左	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式 (以下「第一種優先株式」という。)

(2) 発行株式数 第一種優先株式2,000万株

(3) 発行価額 1株につき1,000円

(4) 発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円

(5) 払込期日 平成17年3月25日(金曜日)

(6) 配当起算日 平成17年3月25日(金曜日)

(7) 募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。

(8) 第一種優先配当金

(イ) 第一種優先配当金の額

1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39銭とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。

(ハ) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。

(ニ) 第一種優先中間配当金

当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。

(9) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(10) 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(11) 募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(12) 取得請求権

(イ) 取得を請求し得べき期間

平成18年9月1日から平成27年3月24日まで

(ロ) 取得の条件

第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当社の普通株式を交付することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。

(c) 取得価額の調整

取得価額は、第一種優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ) 取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13)取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

3. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。）
- (2)発行新株式数 第二種優先株式 4,000,000株
- (3)発行価額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記(2)の発行数で除した金額
- (4)資本及び資本準備金組入額 資本組入額 0円
資本準備金組入額 0円
- (5)発行価額の総額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額
- (6)資本及び資本準備金組入額の総額 資本組入額の総額 0円
資本準備金組入額の総額 0円
- (7)発行日 平成19年10月1日（月曜日）
- (8)発行方法 本株式交換の効力発生日前日の最終の株式会社マルハニチロ食品の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する株式会社マルハニチロ食品優先株式1株につき当社の第二種優先株式1株の割合をもって割当交付する。

(9)第二種優先配当金

(イ)第二種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録質権者（以下「第二種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金（以下「第二種優先配当金」という。）を配当する。

(ロ)第二種優先配当金の額

1株あたりの第二種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第二種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。なお、初年度の第二種優先配当金についても、日割り計算は行わず、上記と同額とする。

第二種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が80円を超える場合は、第二種優先配当金の額は80円とする。

第二種優先配当年率は、平成19年10月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

平成22年3月期にかかる配当まで

$$\text{第二種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.5\%$$

平成23年3月期にかかる配当から

$$\text{第二種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 3.0\%$$

第二種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成19年10月1日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成19年3月30日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(ハ) 累積条項

ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(ニ) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。

(10) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(11) 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(12) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当会社は、第二種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(13) 取得請求権

第二種優先株主は、当会社に対して、下記に定める条件により、当会社が第二種優先株式を取得するのと引換えに当会社普通株式を交付することを請求することができる。

(イ) 第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

(ロ) 第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式数の算定方法

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求に際して提出した第二種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる金銭の交付は行わない。

(ハ) 第二種優先株式の取得を請求することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

(ニ) 交付価額

(a) 当初交付価額

当初交付価額は、平成22年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(b) 交付価額の修正

交付価額は、平成23年9月1日以降平成29年8月31日まで、毎年9月1日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、各交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される。（修正後交付価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(c)で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を下回る場合には下限交付価額をもって、また、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

(c) 交付価額の調整

①第二種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、交付価額を次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整する。交付価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 交付価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）調整後交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
 - (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む）、または交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当会社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該権利行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
 - (iv) 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。交付価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用する。
 - (v) 上記(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会または取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iv)にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
- ②上記①に掲げる場合のほか、(i) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割等により交付価額の調整を必要とする場合、(ii) その他当会社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により交付価額の調整を必要とする場合、(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるときには、取締役会が適当と判断する交付価額により変更される。
- ③ 交付価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後交付価額を適用する日（ただし、上記①(v)の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記①または②で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、交付価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ④ 交付価額調整式に使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する前日において有効な交付価額とし、また、交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から自己株式の数を控除した数とする。

⑤交付価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

(i)上記①(i)の場合は当該払込金額(無償割当ての場合は0円)

(ii)上記①(ii)の場合は0円

(iii)上記①(iii)の場合は、当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の所持人に交付される当会社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当会社普通株式の数で除した金額をいう。

(iv)上記①(iv)の場合は0円

(v)交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ホ)取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ヘ)取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及び第二種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

(14)取得条項

当会社は、取得を請求することができる期間中取得請求のなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全てを取得する。当会社は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額をもって一斉取得価額とする。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(15)優先順位

当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

4. 提出日現在発行数には、平成20年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式及び第二種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	519,604,884	—	31,000	—	12,250

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成20年7月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	25,102,000	4.83

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,030,000 第二種優先株式 4,000,000	—	「1 株式等の状況」の (1)株式の総数等に記載 しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 108,000 (相互保有株式) 7,011,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 486,683,000	486,683	—
単元未満株式	普通株式 14,772,884	—	—
発行済株式総数	519,604,884	—	—
総株主の議決権	—	486,683	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が51,860株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数51個が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) 株式会社マルハニチロ ホールディングス(注 1)	東京都千代田区大手町一 丁目1番2号	108,000	—	108,000	0.02
(相互保有株式) 大都魚類株式会社(注 2)	東京都中央区築地五丁目 2番1号	1,611,000	—	1,611,000	0.31
熊本魚株式会社	熊本県熊本市田崎町484番 地	1,250,000	—	1,250,000	0.24
九州魚市株式会社	福岡県北九州市小倉北区 西港町94番地9	971,000	—	971,000	0.19
日本サイロ株式会社	千葉県千葉市美浜区新港 3番地2	716,000	—	716,000	0.14
大京魚類株式会社	京都府京都市下京区朱雀 分木町市有地	377,000	—	377,000	0.07
大東魚類株式会社	愛知県名古屋市中熱田区川 並町2番22号	377,000	—	377,000	0.07
広洋水産株式会社	北海道白糠郡白糠町庶路 甲区6-584	358,000	—	358,000	0.07
ダイジー食品工業株式 会社	北海道富良野市字中五区 4245番地	306,000	—	306,000	0.06
青森罐詰株式会社	青森県青森市港町三丁目 2番23号	263,000	—	263,000	0.05
株式会社マルハ物流ネ ット(注3)	東京都中央区豊海町14番 17号	179,000	—	179,000	0.03
大洋エーアンドエフ株 式会社	東京都中央区豊海町4番 5号	179,000	—	179,000	0.03
株式会社大洋食品	長崎県長崎市土井首町503 番地1	161,000	—	161,000	0.03
株式会社ニチロ(注 4)	東京都千代田区有楽町一 丁目12番1号	138,000	—	138,000	0.03
神港魚類株式会社	兵庫県神戸市兵庫区中之 島一丁目1番1号	74,000	—	74,000	0.01
マルハ株式会社(注 5)	東京都千代田区大手町一 丁目1番2号	32,000	—	32,000	0.01
株式会社東北サービス	宮城県仙台市宮城野区苦 竹三丁目4番5号	19,000	—	19,000	0.00
計	—	7,119,000	—	7,119,000	1.37

- (注) 1. 当社は、当第1四半期会計期間末日現在、自己株式148,000株を保有しております。
2. 大都魚類株式会社は、当第1四半期会計期間末日現在、相互保有株式1,011,000株を保有しております。
3. 株式会社マルハ物流ネットは、平成20年4月1日をもって株式会社マルハニチロ物流に社名変更しております。
4. 株式会社ニチロは、平成20年4月1日をもって株式会社マルハニチロ食品に社名変更及び東京都千代田区大手町一丁目1番2号に住所変更しております。
5. マルハ株式会社は、平成20年4月1日をもって株式会社マルハニチロ水産に社名変更しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	168	184	217
最低（円）	148	158	158

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,834	21,983
受取手形及び売掛金	110,976	102,991
有価証券	1,167	4,569
商品及び製品	110,053	101,972
仕掛品	8,934	8,086
原材料及び貯蔵品	15,482	14,998
短期貸付金	2,749	2,027
繰延税金資産	4,680	4,823
その他	17,226	14,513
貸倒引当金	△1,980	△2,196
流動資産合計	288,124	273,770
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 58,081	※1 60,098
機械装置及び運搬具（純額）	※1 29,065	※1 30,129
土地	64,766	65,534
建設仮勘定	2,323	1,396
その他（純額）	※1 1,801	※1 2,031
有形固定資産合計	156,038	159,190
無形固定資産		
のれん	21,216	21,642
その他	8,117	8,002
無形固定資産合計	29,334	29,645
投資その他の資産		
投資有価証券	39,008	35,418
長期貸付金	15,058	15,546
繰延税金資産	14,677	19,888
その他	27,613	28,179
貸倒引当金	△10,870	△10,929
投資その他の資産合計	85,487	88,102
固定資産合計	270,860	276,938
繰延資産	0	0
資産合計	558,986	550,709

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	42,987	38,613
短期借入金	218,965	203,735
未払法人税等	2,111	2,398
引当金	2,045	2,098
その他	34,322	34,708
流動負債合計	300,432	281,554
固定負債		
長期借入金	127,055	132,196
繰延税金負債	5,539	10,464
退職給付引当金	25,938	25,252
その他の引当金	619	1,148
その他	7,357	6,946
固定負債合計	166,510	176,008
負債合計	466,943	457,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	45,164	45,216
利益剰余金	7,502	7,332
自己株式	△1,269	△1,324
株主資本合計	82,397	82,224
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	851	△2,226
繰延ヘッジ損益	△59	△175
為替換算調整勘定	△6,639	△3,346
評価・換算差額等合計	△5,846	△5,749
少数株主持分	15,492	16,670
純資産合計	92,042	93,146
負債純資産合計	558,986	550,709

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	228,581
売上原価	196,831
売上総利益	31,749
販売費及び一般管理費	
販売手数料	1,786
保管費	2,081
発送配達費	4,575
広告宣伝費及び販売促進費	944
従業員給料	5,456
法定福利及び厚生費	1,141
退職給付費用	894
減価償却費	404
研究開発費	220
のれん償却額	311
その他	7,848
販売費及び一般管理費合計	25,665
営業利益	6,084
営業外収益	
受取利息	144
受取配当金	602
為替差益	280
持分法による投資利益	202
雑収入	641
営業外収益合計	1,871
営業外費用	
支払利息	1,450
雑支出	328
営業外費用合計	1,779
経常利益	6,175

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

特別利益	
前期損益修正益	69
固定資産売却益	21
貸倒引当金戻入額	63
その他	42
特別利益合計	196
特別損失	
前期損益修正損	8
固定資産処分損	296
商品在庫関連損失	※ 670
その他	128
特別損失合計	1,104
税金等調整前四半期純利益	5,267
法人税、住民税及び事業税	2,667
法人税等調整額	185
法人税等合計	2,852
少数株主利益	257
四半期純利益	2,156

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,267
減価償却費	3,409
のれん償却額	311
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△295
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	322
受取利息及び受取配当金	△747
支払利息	1,450
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,162
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,673
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,313
その他	△2,933
小計	△8,737
法人税等の支払額	△2,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	△10,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△27
投資有価証券の売却及び償還による収入	3,401
子会社出資金の取得による支出	△24
有形固定資産の取得による支出	△3,967
有形固定資産の売却による収入	303
貸付けによる支出	△1,082
貸付金の回収による収入	496
利息及び配当金の受取額	662
その他	△81
投資活動によるキャッシュ・フロー	△320
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	18,431
長期借入れによる収入	3,003
長期借入金の返済による支出	△10,205
配当金の支払額	△1,741
少数株主からの払込みによる収入	30
少数株主への配当金の支払額	△206
利息の支払額	△1,427
その他	94
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,978
現金及び現金同等物に係る換算差額	121
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,054
現金及び現金同等物の期首残高	21,176
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 18,121

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、(株)下関漁業を新規設立したことにより連結子会社を含めることといたしました。 また、前連結会計年度において連結子会社であった(株)ふじ丸、(株)エム・アンド・アソシエイツ、(株)マルハ経理マネジメントについては、当第1四半期連結会計期間において吸収合併したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 102社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法に基づく低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ165百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末におけるたな卸高算出については、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法によっております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 税金費用の計算	<p>一部の連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 有形固定資産の耐用年数の変更	<p>国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りにについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より変更しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ49百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																												
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、209,078百万円 であります。</p> <p>2. 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に 対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">百万円</td> </tr> <tr> <td>浙江興業集团有限公司</td> <td style="text-align: right;">771</td> </tr> <tr> <td>VIVER-ATUN Cartagena, S. A.</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td>他8社</td> <td style="text-align: right;">377</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,449</td> </tr> <tr> <td>財形住宅ローン等</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,739</td> </tr> <tr> <td>(うち他社との共同保証によるもの)</td> <td style="text-align: right;">(29)</td> </tr> <tr> <td>(うち外貨建の保証によるもの)</td> <td style="text-align: right;">(223)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,212千米ドル</td> <td style="text-align: right;">(223)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">(223)</td> </tr> </table>		百万円	浙江興業集团有限公司	771	VIVER-ATUN Cartagena, S. A.	300	他8社	377	小計	1,449	財形住宅ローン等	290	合計	1,739	(うち他社との共同保証によるもの)	(29)	(うち外貨建の保証によるもの)	(223)	2,212千米ドル	(223)	合計	(223)	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、210,617百万円 であります。</p> <p>2. 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に 対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">百万円</td> </tr> <tr> <td>浙江興業集团有限公司</td> <td style="text-align: right;">761</td> </tr> <tr> <td>熊本水産物取引精算(株)</td> <td style="text-align: right;">179</td> </tr> <tr> <td>他6社</td> <td style="text-align: right;">361</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,302</td> </tr> <tr> <td>財形住宅ローン等</td> <td style="text-align: right;">322</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,624</td> </tr> <tr> <td>(うち他社との共同保証によるもの)</td> <td style="text-align: right;">(206)</td> </tr> <tr> <td>(うち外貨建の保証によるもの)</td> <td style="text-align: right;">(217)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,901千米ドル</td> <td style="text-align: right;">(217)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">(217)</td> </tr> </table>		百万円	浙江興業集团有限公司	761	熊本水産物取引精算(株)	179	他6社	361	小計	1,302	財形住宅ローン等	322	合計	1,624	(うち他社との共同保証によるもの)	(206)	(うち外貨建の保証によるもの)	(217)	1,901千米ドル	(217)	合計	(217)
	百万円																																												
浙江興業集团有限公司	771																																												
VIVER-ATUN Cartagena, S. A.	300																																												
他8社	377																																												
小計	1,449																																												
財形住宅ローン等	290																																												
合計	1,739																																												
(うち他社との共同保証によるもの)	(29)																																												
(うち外貨建の保証によるもの)	(223)																																												
2,212千米ドル	(223)																																												
合計	(223)																																												
	百万円																																												
浙江興業集团有限公司	761																																												
熊本水産物取引精算(株)	179																																												
他6社	361																																												
小計	1,302																																												
財形住宅ローン等	322																																												
合計	1,624																																												
(うち他社との共同保証によるもの)	(206)																																												
(うち外貨建の保証によるもの)	(217)																																												
1,901千米ドル	(217)																																												
合計	(217)																																												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
<p>※ 「商品在庫関連損失」の内訳 商品評価損648百万円、その他22百万円であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)						
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">18,834百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△712百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,121百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	18,834百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△712百万円	現金及び現金同等物	18,121百万円
現金及び預金勘定	18,834百万円					
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△712百万円					
現金及び現金同等物	18,121百万円					

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 508,574,884株
第一種優先株式 7,030,000株
第二種優先株式 4,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,441,102株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,504	3	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
	第二種優先株式	91	22.88	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,504百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は、1,525百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	149,941	71,969	3,670	3,000	228,581	—	228,581
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,971	1,490	1,181	149	7,792	(7,792)	—
計	154,913	73,459	4,851	3,149	236,374	(7,792)	228,581
営業利益(又は営業損失)	4,803	2,230	198	△3	7,228	(1,143)	6,084

(注) 1. 事業区分は主として内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要製品

事業区分	主要製品
水産事業	漁業、魚介類販売業、荷受業 冷凍魚介・すりみ・鮮魚
食品事業	食品加工・販売業 缶詰・冷凍食品・魚肉ハムソーセージ・畜産物
保管物流事業	冷蔵倉庫業、運送業 —————
その他の事業	海運業ほか —————

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「その他の事業」で165百万円減少しております。
4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
5. 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より変更しております。これにより、従来の耐用年数によった場合に比べて、営業利益が「水産事業」で20百万円、「食品事業」で35百万円それぞれ増加し、「保管物流事業」で6百万円、「その他の事業」で0百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	208,203	11,192	1,761	6,692	731	228,581	—	228,581
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	781	8,243	—	2,495	242	11,763	(11,763)	—
計	208,984	19,436	1,761	9,188	973	240,344	(11,763)	228,581
営業利益（又は営業損失）	5,650	1,947	48	△310	△87	7,248	(1,163)	6,084

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北 米 : アメリカ

ヨーロッパ : スイス、オランダ

ア ジ ア : タイ、中国、インドネシア、マレーシア

その他の地域 : マダガスカル、ニュージーランド

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3 (1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「日本」で165百万円減少しております。

4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3 (2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

5. 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より変更しております。これにより、従来の耐用年数によった場合に比べて、営業利益が「日本」で49百万円増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）

デリバティブ取引の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

共通支配下の取引等

1. 水産事業会社の再編

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 水産事業

事業の内容 漁業、養殖、水産品の輸出入・加工・販売

② 企業結合の法的形式

株式会社マルハニチロ食品(当社の連結子会社)の水産事業を会社分割し、株式会社マルハニチロ水産(当社の連結子会社)に承継させる吸収分割

③ 結合後企業の名称

株式会社マルハニチロ水産

④ 取引の目的を含む取引の概要

水産物供給・販売をグローバルスケールで最適化することを基本方針とし、海外においてはトップリーダー、国内においてはトップサプライヤーとしての地位を構築し、世界に冠たる水産物のプロデューサーを目指し、従来、当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ食品が行っていた水産事業を、会社分割により当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ水産に承継させております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 食品事業会社の再編

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 食品事業

事業の内容 冷凍食品・レトルト食品・缶詰・練り製品・化成品・飲料の製造・加工・販売

② 企業結合の法的形式

株式会社マルハニチロ水産(当社の連結子会社)の食品事業を会社分割し、株式会社マルハニチロ食品(当社の連結子会社)に承継させる吸収分割

③ 結合後企業の名称

株式会社マルハニチロ食品

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

④取引の目的を含む取引の概要

冷凍食品・常温食品・チルド食品を基幹とした全温度帯の加工食品、また乾燥食品、調味料、健康食品、医薬品を国内外で生産・販売展開する、おいしい・しあわせを提案する食品企業を目指し、従来、当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ水産が行っていた食品事業を、会社分割により当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ食品に承継させております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 畜産事業会社の再編

(1)対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 畜産事業

事業の内容 畜産品及び飼料の輸出入・加工・販売

②企業結合の法的形式

株式会社マルハニチロ水産(当社の連結子会社)及び株式会社マルハニチロ食品(当社の連結子会社)の畜産事業を会社分割し、株式会社マルハニチロ畜産(当社の連結子会社)に承継させる吸収分割

③結合後企業の名称

株式会社マルハニチロ畜産

④取引の目的を含む取引の概要

食肉・食肉加工品・飼料原料を基幹とし、トレーサビリティのある厳選された原料を、蓄積された加工技術と開発力をもって、顧客満足度の高い商品を安定的に供給し、持続的成長と高い収益力を持つ存在感のある企業を目指し、従来、当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ水産及び株式会社マルハニチロ食品が行っていた畜産事業を、会社分割により当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ畜産に承継させております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

4. 保管物流事業会社の再編

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 保管物流事業

事業の内容 低温保管・低温輸配送

② 企業結合の法的形式

株式会社マルハニチロ食品(当社の連結子会社)の保管物流事業を会社分割し、株式会社マルハニチロ物流(当社の連結子会社)に承継させる吸収分割

③ 結合後企業の名称

株式会社マルハニチロ物流

④ 取引の目的を含む取引の概要

国内第3位の庫腹量と太平洋沿岸ベルト中心の立地を生かし、従来の保管中心から、通関・保管・配送を一貫して受託できる企業を目指し、従来、当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ食品が行っていた保管物流事業を、会社分割により当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ物流に承継させております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 130.18 円	1株当たり純資産額 129.68 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	92,042	93,146
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	26,546	27,932
(うち優先株式に係る純資産)	(11,030)	(11,030)
(うち少数株主持分)	(15,492)	(16,670)
(うち優先株式配当金)	(24)	(232)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	65,496	65,213
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	503,133	502,878

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.24 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3.68 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	2,156
普通株主に帰属しない金額(百万円)	24
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,132
普通株式の期中平均株式数(千株)	502,883
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	24
(うち優先株式配当金)	(24)
普通株式増加数(千株)	82,932
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間の末日におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 開 内 啓 行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 勇二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役五十嵐勇二は、当社の第5期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。